

## 板橋区福祉有償運送運営協議会設置要綱

(平成17年1月18日区長決定)

### (設置)

第1条 板橋区における特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立の認証を受けたものをいう。以下「NPO」という。)等による福祉有償運送の必要性や、福祉有償運送の実施に伴う安全の確保、旅客の利便の確保について協議するために、板橋区が主宰者となり、板橋区福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という)を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、つぎの事項について協議する。

- (1) NPO等による福祉有償運送の実施に伴う道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条第1項の許可等に関すること。
- (2) その他福祉有償運送について必要と認められること。

### (構成)

第3条 協議会委員の任期は、2年とするが、再任は妨げない。

2 協議会委員は、つぎに掲げる者および団体から主宰者が決定する。

- (1) 板橋区長の指名する職員 5名以内
- (2) 東京運輸支局長の指名する職員 1名
- (3) 公共交通機関に関する学識経験者 1名
- (4) 福祉有償運送実施団体 2名以内
- (5) 福祉有償運送の利用者 2名以内
- (6) タクシー事業者等交通機関関係者 3名以内

3 NPO等による道路運送法第80条第1項の許可等に関する協議を行う場合、当該運送主体の代表者は、協議会に参加することができるものとする。ただし、議事決定に關与することはできない。

4 協議会委員が所属するNPO等による道路運送法第80条第1項の許可等に関する協議を行う場合、当該委員は、議事決定に關与できない。

### (会長)

第4条 協議会委員の互選により、協議会会長および副会長を置く。

- 2 会長は、協議会の議長を務める。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

### (協議会の開催)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、構成員の過半数が出席しなければ開催できない。

- 3 協議会の議事は、出席構成員の過半数で決定し、可否同数の場合には議長が決定する。
- 4 会長は、必要に応じて、協議会委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の庶務は、福祉部障害者福祉課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮ってこれを定める。

付 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。